

消費者安全法の運用について

- 原則** 地方公共団体の長は、被害の拡大のおそれのある消費者事故等の情報を入手した場合には、内閣総理大臣（消費者庁）に報告しなければならない。
- 運用** 消防機関の収集した消費者事故等については、消防庁において集約し、消費者庁に通知することが認められている。また、製造輸入、販売者等及び日本消防検定協会、登録認定機関等の入手した消費者事故等の情報については、消防庁に報告することとされている。

●消防用設備等及び消防関係製品の不具合・事故等に係る情報の消防庁への報告制度

1 報告の対象となる消防用設備等及び消防関係製品

- ① 消防用設備等（消防法第17条関係）
- ② 消防の用に供する機械器具等（消防法第21条の2及び21条の16の2関係）
 - ・検定対象機械器具等
 - ・自主表示対象機械器具等
- ③ 防災物品・防災製品（消防法第8条の3関係）
- ④ 危険物の運搬容器（消防法第16条関係）

2 報告の対象となる情報の種類

- (1) 消防用設備等及び消防関係製品の不具合・事故で、次のいずれかに該当する情報
 - ① 不具合が直接原因となり、生命・身体・財産に被害が発生したもの
 - ② 不具合が直接原因となり、生命・身体・財産に被害が発生するおそれが高いと判断したもの
 - ③ その他社会的影響が大きいと考えられる不具合・事故に関するもの
- (2) 消火器、住宅用火災警報器等の悪質な訪問販売や詐欺等に関する情報

●消防用設備等及び消防関係製品に関するリコール等の報告等の制度

製造事業者等がリコール等を行うこととなった場合には、消防庁に報告する。

関係工業会

一般社団法人日本火災報知機工業会 一般社団法人日本消火器工業会 一般社団法人日本消火装置工業会 一般社団法人日本消防ポンプ協会
一般社団法人日本消防放水器具工業会 一般社団法人全国避難設備工業会 一般社団法人日本消防ホース工業会
一般社団法人全国消防機器販売業協会 公益財団法人日本防災協会 一般社団法人日本消防標識工業会

消防機器等の適正な品質の確保に努めています。



消防リコール
制度のしくみ

NFES

一般社団法人全国消防機器協会

消防リコール制度は、
消防機器等に対し総務大臣が
リコール命令権(※)を行使するものです。



※消防法において、検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等が法令に違反して、販売され、設置等に係る工事に使用された場合において、総務大臣が必要に応じ、回収や必要な措置を講ずることを命令することができることとされています。また、回収等の命令に違反した場合の罰則が設けられています。

リコール命令権(回収や必要な措置)

検定対象機械器具等

製造・販売業者等

- ① 検定に合格していない製品や表示のない若しくは紛らわしい表示を付したものを又は失効したものを販売した場合
- ② ①を設置、変更、修理の請負に係る工事に使用した場合

販売又は使用した者への罰則

- 1 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 2 両罰として100万円以下の罰金刑

- ③ 型式適合検定の合格の決定が取り消されたものを販売又は設置等の工事に使用した場合

自主表示対象機械器具等

製造・輸入業者等

- ① 規格に適合しない製品や表示のない又は紛らわしい表示を付したものを販売した場合
- ② ①を設置、変更、修理の請負に係る工事に使用した場合

販売又は使用した者への罰則

- 1 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 2 両罰として100万円以下の罰金刑

型式適合検定

型式適合認定を受けた者

不正の手段により型式適合検定に合格した場合

！総務大臣によるリコール命令

- ① 火災予防等のため重大な支障が生ずるおそれがあると認める場合
かつ
- ② 重大な支障の発生を防止するために特に必要と認めるとき

- ① 検定対象機械器具等の回収
- ② その他の火災の予防等に対する重大な支障の発生を防止するために必要な措置

リコール命令に違反した場合

- 1 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 2 両罰として1億円以下の罰金刑

！総務大臣によるリコール命令

- ① 火災予防等のため重大な支障が生ずるおそれがあると認める場合
かつ
- ② 重大な支障の発生を防止するために特に必要と認めるとき

- ① 自主表示対象機械器具等の回収
- ② その他の火災の予防等に対する重大な支障の発生を防止するために必要な措置

リコール命令に違反した場合

- 1 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 2 両罰として1億円以下の罰金刑

日本消防検定協会(登録検定機関)
型式適合検定の合格の取り消し

総務大臣への届出

公示